

建設機械等賃貸借取引基本契約書

(以下甲という)と奥村機械株式会社(以下乙という)及び甲の連帯保証人

(以下丙という)は甲乙間の商取引に関し、次の通り契約を締結した。

第1条

(總則)

- ① 貸借人を甲、貸貸人を乙、甲の連帯保証人を丙として、建設機械など(以下「物件」という)の賃貸借に関し、次の通り賃貸借基本契約を締結する(以下「本契約」という)。
- ② 本契約は甲乙間に生ずるすべての関係を規定する基本契約であり、甲乙間の過去の取引についても適用する。

(本契約の個別契約への適用)

- 本契約は、別途当事者間に特約のない限り、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

(個別契約の成立)

- ① 本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・賃貸借期間・料金・支払条件・輸送方法その他の条件について取り決めの上、賃貸借契約を申し込む。
- ② 個々の賃貸借契約は、甲が①項に従って申込み(口頭による場合を含む)、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する。

(従業員の行為)

- 甲の従業員がなした契約、物件の受領、引渡し、代金の支払等についても当然甲がその責に任ずるものとする。

(賃貸借期間)

- ① 賃貸借期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日までとする。
- ② 甲が、個別契約の定める賃貸借期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めたときは、この期間及び賃貸料金について別途協議する。

(賃貸料金の支払)

- ① 甲は乙に、賃貸料金を毎月□翌月、□翌々月]□日までに、にて支払う。但し、手形、小切手は決済が完了した時をもって弁済があつたものとする。
- ② 上記①項につき下記支払い条件を付加する。

第7条

- ③ 上記①項及び②項につき個別契約において別の定めがある場合にはそれぞれの個別契約に従う。

(賃貸借物件の保守管理)

- ① 甲は、善良なる管理者の注意をもって賃貸借物件を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法、能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。そのための費用は特約のない限り、甲が負担する。
- ② 甲は、物件の使用開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施しなければならない。
- ③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の営業時間内に限り乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替えの物件を用意するなど最善を尽くす。

(物件の検査)

- 乙は、物件の使用場所において、その使用並びに保管の状況を検査することができる。

(賃貸借物件の損害補償)

- ① 物件が、天災地変、その他甲乙何れの責にも帰することができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。
- ② 甲の使用方法、取扱いの不備または事故などによる破損、盗難、紛失についての責は甲が負担する。
- ③ 上記②項の内、乙がその必要ありと判断した場合には甲は修理期間、あるいは盗難(紛失)事故が発生した後、発見されるまでの期間に相応した賃貸料金を補償金として乙に支払わなければならぬ。

(損害賠償責任)

- ① 甲における物件の保管、使用に起因して第三者に対し人的、物的な損害が発生した場合は、甲の責任において速やかに損害額を当該第三者に賠償金として支払う。
- ② 物件の故障などによって生ずる甲の損害(休業補償、営業損失、人件費及び材料費などの損害)に関して、乙は一切の責任を負わないものとし、甲は自己の責任と負担において、物件が故障やトラブルにならぬよう事前に万全な安全対策、災害対策を講ずるとともに予備

第11条

機械を用意するなどの対策を講ずるものとする。
(履行不能)

天災地変、労働争議、輸送事故、その他乙の責によらない事由によって契約の履行が不能となったときは、乙はその責に任せず、甲乙協議の上解決を図るものとする。

第12条

(禁止事項)
賃貸借取引においては、甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

- 1. 物件に新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
- 2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
- 3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。
- 4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。
- 5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡すること。
- 6. 物件を、第三者に転貸すこと。
- 7. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
- 8. 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消したり、取り外すこと

第13条

(通知義務)
甲、乙(または丙)は、次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

- 1. 物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
- 2. 住所を移転したとき。
- 3. 代表者を変更したとき。
- 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
- 5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的、事実的侵害があったとき。

第14条

(個別契約満了時の処理)

- ① 個別契約満了時、または期限前であっても第21条により、乙から物件返還の請求があったときは、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。
- ② 返還に伴う輸送費、その他物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
- ③ 物件の返還は、甲乙双方立ち会いの上、行うこととする。ただし、甲が立ち会うことができない場合は、乙の検査をもって有効とする。
- ④ 甲は、物件を返還するときは、それが甲の使用方法、取扱いの不備などにより毀損していた場合に限り(期間経過相応の損耗を除く)第9条②項の定めに従い、甲の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

第15条

(弁済の充当)
債務弁済の充当について、甲乙間の意見が一致しない時は、充当の方法は乙が指定するものとし、甲及び丙は乙の指定に従うものとする。

第16条

(遅延損害金)
甲が債務の履行を怠った時は、甲は乙に日歩五銭の割合の遅延損害金を支払わなければならない。

第17条

(期限の利益喪失)
次の各号の一に該当する場合には、甲は乙に対して負担しているすべての債務につき、当然に期限の利益を失い、全額を即時、一括して現金をもって乙の住所まで持参若しくは送金により弁済しなければならない。

- 1. 甲が本契約又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき。
- 2. 甲が、賃貸料などの支払いを怠ったとき。
- 3. 甲が手形・小切手の不渡しを受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- 4. 甲が、仮差押、仮処分、強制執行、若しくはこれに準ずる処分を受けたとき。
- 5. 甲の資産状態が著しく悪化し、又はその慮ありと認めべき相当の事由があるとき。
- 6. 甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかつたとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。

第18条

(反社会的勢力等への対応)
乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、契約の拒

絶をすること又は何ら催告を要することなく即時に本契約及び個別契約を解除することができる。

- (1)暴力団等反社会的勢力であると判断したとき
- (2)取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、若しくは乙の信用を毀損し業務を妨害したとき
- (3)乙の従業員その他の関係者に対し、暴力的要要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき
- (4)その他前各号に準ずる行為があったとき

(有効期限)

本契約の有効期限に関しては、終期を定めない。

(解約)

甲および乙は、書面による3ヶ月前の予告をもって本契約を将来に向かってのみ解約することができる。

(契約の解除)

第17条所定の事由が発生した場合は、乙は何等の催告を要することなく即時に本契約及び個別契約を解除することができる。

(契約解除時の処置)

前項の規定により、本契約および個別契約が解除された場合には、乙は直ちに物件を引き取るものとし、その引き取りに要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引き取りに対して甲は乙に協力しなければならない。

(物件の譲渡等の禁止)

- ① 甲は物件を勝手に他に譲渡したり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。

② 甲は物件について、他から強制執行その他法律的、事実的侵害なきよう保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは直ちに乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させる。

(秘密の保持)

甲および乙は、相手方の承諾を得ることなく本契約の履行に伴い知り得た情報・知識・工法・技術および営業上の秘密の一切を、本契約終了後といえども他に漏らしてはならない。

(合意管轄)

本契約又は個別契約により生ずる法律関係に基づく裁判については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(連帯保証人)

丙は乙に対し、本契約及び個別契約に基づき生ずる一切の債務につき、甲と連帯してこれを保証する。丙が甲の債務の一部を弁済したことにより、丙が乙に代位して取得すべき一切の権利は、乙が甲に対して有する債権全部の弁済を受けるまでは、その権利を主張することができない。

(別途協議)

本契約に定めのない事項及び契約条項に疑義のある事項については、当事者間において信義誠実を旨として、別途協議するものとする。

本契約の証として本書を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各1通保有するものとする。